

〔倭訓栞前編三十五〕ゆす 和名抄に點本に倚子をよめり、本朝式に紫宸殿設黒柿倚子、

〔酔中清話上〕イシ倚子 蘇

本朝ニハ李唐ノ禮樂制度、衣服器械、典籍文字、西土ヨリ傳ハレルコト多キナリ、今試ニ云ンニ、
倚子ハ古ヨリ今ニ至ルマデ用フル坐具ニテ、文字モカハルコトナシ、西土ニテハ今用ヒザル
モノニテ、ソノ文字モイツカ椅子トカクコトニナリシトミエテ、清ノ武億ガ後唐ノ碑文ニハ
アノ跋ニ云ヘルハ、陔餘叢攷ト王鉉ガ默記二書ミナ椅子ニ作、示兒編モ同ジ、椅子トニテハ宋初ヨリ初マルト云
ヘルヲ、後唐ノ時コノモノアルコトヲ知ラザルトアリ、自负ノ辭ニキユ、サレドモ本朝式唐
ヨリ玉式ニ木工三十四倚子アレバ、唐ノ時スデニアル物ナルコト明ナリ、○下
〔延喜式三十〕大倚子一脚高一尺三寸、長二尺、廣一尺五寸、料切釘十二隻、各長一寸五分、
九人、

小倚子一脚高一尺三寸、長一尺五寸、廣一尺三寸、料切釘十二隻、各長一寸五分、膠一兩、長功五人、中功六人、短功七人、

〔菟裘小錄〕いすは、ひきくしてうへに坐する事も出来るやうにし、又はつねのごと坐して、しりに
しく事も出来るぞよき、から人のまねにこしかくれば、足いとふとくおぼゆる也、かうよりなど
もて、ひざの下をつよく括りおけば、其わづらひなし、されどもかくして腰かくるにも及ばじ、

〔西宮記臨時四〕官外記廳座

東壁下西面立大臣倚子有欄、敷蘆蔽、有太政大臣、南面雖不著座立座

〔江家次第十七〕東宮御元服

春宮御倚子欄事見代此准之、猶可有歟

重明親王天慶八年記、無欄云々、永保裝束司通俊朝臣依彼記奏事由撤去之云々、件裝束司所候之
倚子、不知主上御倚子歟、春宮御倚子歟、後冷泉院御時依火事彼察雜物多以燒亡案延喜十六年御